

エコアクション21地域運営委員会規程

一般財団法人 新潟県環境分析センター

エコアクション21地域認証登録制度実施要領1. 2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、地域等に係わる次の事項を審議する。

- (1) エコアクション21認証・登録制度実施要領
- (2) 地域判定委員会等の規程
- (3) エコアクション21認証・登録制度に必要な規程
- (4) その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域運営委員会は、複数名の審査人を含む6名以上10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、一般財団法人新潟県環境分析センター理事長が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識者
- (2) 関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの学識者
- (3) エコアクション21審査人**

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として、エコアクション21審査人については連続して6年、その他の委員については連続して10年を超えないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域運営委員会の開催）

第5条 地域運営委員会は、一般財団法人新潟県環境分析センター理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

2 地域運営委員会は、原則として年2回開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

~~=(規程の改廃)=~~

~~第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。~~

(附則)

- 1 平成17年05月30日 制定施行
- 2 平成24年04月01日 改定